

○経済産業省令第 号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及びガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 「略」

第二章 ガス小売事業

第一節・第二節 「略」

第三節 ガス工作物

第一款～第三款 「略」

第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者

(第五十一条の二―第五十一条の

十三)

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

改正前

目次

第一章 「略」

第二章 ガス小売事業

第一節・第二節 「略」

第三節 ガス工作物

第一款～第三款 「略」

「新設」

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款・第二款 「略」

第三款 ガス工作物

第一目～第三目 「略」

第四目 認定高度保安実施一般ガス導管

事業者（第百十条の二―第百十

条の十二）

第二節 特定ガス導管事業

第一款～第三款 「略」

第四款 認定高度保安実施特定ガス導管事

業者（第百三十一条の二―第百三

十一条の十二）

第三節 「略」

第四章 ガス製造事業

第一款・第二款 「略」

第三款 ガス工作物

第一目～第三目 「略」

「新設」

第二節 特定ガス導管事業

第一款～第三款 「略」

「新設」

第三節 「略」

第四章 ガス製造事業

第一節・第二節 「略」

第三節 ガス工作物

第一款・第二款 「略」

第三款 認定高度保安実施ガス製造事業者

（第百六十六条の二―第百六十六

条の十二）

第五章～第八章 「略」

附則

（保安規程）

第二十四条 「略」

2～5 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

第一節・第二節 「略」

第三節 ガス工作物

第一款・第二款 「略」

〔新設〕

第五章～第八章 「略」

附則

（保安規程）

第二十四条 「略」

2～5 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項

震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項

のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

第四款 認定高度保安実施ガス小売事

業者

（認定高度保安実施ガス小売事業者が設置する

ガス工作物）

第五十一条の二 法第三十四条の二の経済産業省

令で定めるガス工作物は、液化ガス貯蔵設備、

ガス発生設備その他のガスの供給のために用い

のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

〔新設〕

〔新設〕

るガス工作物とする。

(認定の申請)

第五十一条の三 法第三十四条の二の認定（以下

この款において単に「認定」という。）を受け

ようとする者（第二号及び次条第三項において

「申請者」という。）は、様式第二十九の二に

よる認定高度保安実施事業者認定申請書に次の

書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければ

ならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその

使用するガス工作物の設置の場所及び種類を

記載した書類

〔新設〕

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

(認定の基準等)

第五十一条の四 法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第三に定めるところによるものとする。

2 法第三十四条の三第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応

〔新設〕

じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

（認定の更新）

第五十一条の五 前二条の規定は、法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

〔新設〕

(変更の届出)

第五十一条の六 法第三十四条の六の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の四の認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第五十一条の七 認定高度保安実施ガス小売事業者に係る認定が法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施ガス小売事

〔新設〕

〔新設〕

業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日）から起算して第四十九条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

（保安規程に係る特例）

第五十一条の八 認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三十四条の九前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第三十条の八第一項の規定による取消しその他の事

〔新設〕

由によりその効力を失う日までの期間（次項において「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第五十一条の十三第一項において同じ。）を保存するものとする。

2||
認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第五十一条の十三第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

（ガス主任技術者に係る特例）

第五十一条の九 認定高度保安実施ガス小売事業

者は、法第三十四条の十前段の場合においては

次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した

場合にあつては、第一号から第四号までに掲げ

る事項）を記載したガス主任技術者の選任又は

解任に係る記録を作成し、これをその作成した

日から七年間保存するものとする。

一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事

業場の名称及び所在地

二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏

名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者

〔新設〕

免状の種類及び番号

三|| ガス主任技術者を選任し、又は解任した年
月|| 日||

四|| 選任し、又は解任したガス主任技術者が他
の事業場のガス主任技術者を兼ねている場合
は、その兼ねている事業場の名称及び所在地

五|| ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以
外の職務を行っているときは、その職務の内
容||

六|| ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の
概要||

(工事計画の特例)

第五十一条の十 法第三十四条の十一の経済産業

〔新設〕

省令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の設置又は変更の工事とする。

一 ばい煙発生施設（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設をいう。以下同じ。）

二 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設をいう。以下同じ。）

三 水銀排出施設（大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設をいう。以下同じ。）

四 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号

（第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される同法第二条第一項に規定する特定施設（以下「騒音発生施設」という。）

五 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号

）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される同法第二条第一項に規定する特定施設（以下「振動発生施設」という。）

2 認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三十四条の十一前段の場合においては、同条前段に規定する工事の完成後三十日以内に、様式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第

二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄
に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要
とした理由を記載した書類

3

前項第一号の工事完成書には、当該工事に係
るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる
種類に依じて、同表の中欄に掲げる事項を記載
しなければならない。この場合において、その
届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係
るものにあつては、変更前と変更後とを対照し
やすいように記載しなければならない。

(使用前検査の特例)

第五十一条の十一 法第三十四条の十二第一項の

経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄
に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の
下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2 法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は
、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並び
に機能及び作動の状況について、法第三十三条
第二項各号のいずれにも適合していることを確
認するために十分な方法で行うものとする。

3 認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三
十四条の十二第一項後段の規定により自主検査

〔新設〕

を行つたときは、第四十六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

(定期自主検査の特例)

第五十一条の十二 法第三十四条の十三後段の規定により、認定高度保安実施ガス小売事業者が行う法第三十四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施ガス小売事業者が定める適切な時期に行うものとする。

〔新設〕

（電磁的方法による保存）

第五十一条の十三 保安規程、保安規程の変更記

録、第五十一条の九に規定する記録及び第五十

一条の十一第三項に規定する記録（次項におい

て「記録等」という。）は、電磁的方法により

作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、記録

等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用い

て直ちに表示されることができるようにおいてお

かなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経

済産業大臣が定める基準を確保するよう努めな

ければならない。

〔新設〕

(保安規程)

第九十二条 「略」

2ゝ5 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者(同法第五条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝

(保安規程)

第九十二条 「略」

2ゝ5 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者(同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝

周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

第四目 認定高度保安実施一般ガス
導管事業者

（認定の申請）

第百十條の二 法第七十一條の二の認定（以下こ

周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

「新設」

「新設」

の目において単に「認定」という。）を受けようとする者（第二号及び次条第三項において「申請者」という。）は、様式第二十九の二による認定高度保安実施事業者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその使用するガス工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

（認定の基準等）

第百十條の三 法第七十一條の三において準用す

る法第三十四條の三第一號の經濟産業省令で定める基準は、別表第三に定めるところによるものとする。

2 法第七十一條の三において準用する法第三十

四條の三第二號の經濟産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

〔新設〕

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

（認定の更新）

第一百十条の四 前二条の規定は、法第七十一条の三において準用する法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

〔新設〕

(変更の届出)

第一百十条の五 法第七十一条の三において準用する法第三十四条の六の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の四の認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第一百十条の六 認定高度保安実施一般ガス導管事業者に係る認定が法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を

〔新設〕

失つたときは、当該認定高度保安実施一般ガス導管事業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日）から起算して第百八条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

（保安規程に係る特例）

第百十条の七 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合において

〔新設〕

は、その認定を受けた日から当該認定が法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間（次項において「認定期間」という。）その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第百十條の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2|| 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第百十條の十二

第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

（ガス主任技術者に係る特例）

第百十条の八 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十前段の場合においては、次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した場合には、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選任又は解任に係る記録を作成し、これをその作成し

〔新設〕

た日から七年間保存するものとする。

一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事

業場の名称及び所在地

二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏

名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者

免状の種類及び番号

三 ガス主任技術者を選任し、又は解任した年

月日

四 選任し、又は解任したガス主任技術者が他

の事業場のガス主任技術者を兼ねている場合

は、その兼ねている事業場の名称及び所在地

五 ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以

外の職務を行つているときは、その職務の内

容

六 瓦斯主任技術者の監督に係るガス工作物の

概要

(工事計画の特例)

第百十條の九 法第七十一條の三において読み替

えて準用する法第三十四條の十一の經濟産業省

令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の設

置又は変更の工事とする。

一 ばい煙發生施設

二 一般粉じん發生施設

三 水銀排出施設

四 騒音發生施設

〔新設〕

五 振動発生施設

2

認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法

第七十一条の三において読み替えて準用する法

第三十四条の十一前段の場合においては、同条

前段に規定する工事の完成後三十日以内に、様

式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を

添えて、経済産業大臣に提出しなければならない

い。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第

二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄

に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要

とした理由を記載した書類

3

前項第一号の工事完成書には、当該工事に係

るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる

種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載

しなければならない。この場合において、その

届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係

るものにあつては、変更前と変更後とを対照し

やすいように記載しなければならない。

（使用前検査の特例）

第百十条の十 法第七十一条の三において読み替

えて準用する法第三十四条の十二第一項の経済

〔新設〕

産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2|| 法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第六十九条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

3|| 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の規定により自主検査を行つたときは、第百四条第一項第一号か

ら第六号までに掲げる事項を記載した記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

（定期自主検査の特例）

第百十條の十一 法第七十一條の三において読み替えて準用する法第三十四條の十三後段の規定により、認定高度保安実施一般ガス導管事業者が行う法第七十一條の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施一般ガス導管事業者が定める適切な時期に行うものとする。

〔新設〕

（電磁的方法による保存）

第百十條の十二 保安規程、保安規程の変更記録

第百十條の八に規定する記録及び第百十條の
十第三項に規定する記録（次項において「記録
等」という。）は、電磁的方法により作成し、
保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、記録
等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用い
て直ちに表示されることができるようにしてお
かなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経
済産業大臣が定める基準を確保するよう努めな
ければならない。

〔新設〕

第四款 認定高度保安実施特定ガス導

管事業者

〔新設〕

（認定の申請）

第百三十一条の二 法第八十四条の二の認定（以

〔新設〕

下この款において単に「認定」という。）を受

けようとする者（第二号及び次条第三項におい

て「申請者」という。）は、様式第二十九の二

による認定高度保安実施事業者認定申請書に次

の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなけれ

ばならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその

使用するガス工作物の設置の場所及び種類を

記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する

基準に適合することを説明した書類

(認定の基準等)

第百三十一条の三 法第八十四条の三において準

用する法第三十四条の三第一号の経済産業省令

で定める基準は、別表第三に定めるところによ

るものとする。

2 法第八十四条の三において準用する法第三十

四条の三第二号の経済産業省令で定める基準は

次の各号に掲げるものとする。

〔新設〕

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

(認定の更新)

第百三十一条の四 前二条の規定は、法第八十四条の三において準用する法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

〔新設〕

(変更の届出)

第百三十一条の五 法第八十四条の三において準用する法第三十四条の六の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の四の認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第三百三十一条の六 認定高度保安実施特定ガス導

管事業者に係る認定が法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施特定ガス導管事業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行っていないものにあつてはその運転が開始された日）から起算して第三百三十一条**第一項**において準用する第八十八条の告示に定める時期を経過したものに限る。）につ

〔新設〕

いて、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

（保安規程に係る特例）

第百三十一条の七 認定高度保安実施特定ガス導
管事業者は、法第八十四条の三において読み替
えて準用する法第三十四条の九前段の場合にお
いては、その認定を受けた日から当該認定が法
第八十四条の三において読み替えて準用する法
第三十四条の八第一項の規定による取消しその
他の事由によりその効力を失う日までの期間（
次項において「認定期間」という。）その定
めた保安規程（保安規程を変更したときは、そ

〔新設〕

の変更後のもの。第三百三十一条の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2|| 認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法
第八十四条の三において読み替えて準用する法
第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更し
た場合に限る。）においては、変更の内容、年
月日及び理由を記載した記録（第三百三十一条の
十二第一項において「保安規程の変更記録」と
いう。）を作成し、これをその作成した日から
七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存す
るものとする。

（ガス主任技術者に係る特例）

第三百三十一条の八 認定高度保安実施特定ガス導

〔新設〕

管事業者は、法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十前段の場合において、次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選任又は解任に係る記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事業場の名称及び所在地

二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者免状の種類及び番号

三|| ガス主任技術者を選任し、又は解任した年
月|| 日||

四|| 選任し、又は解任したガス主任技術者が他
の事業場のガス主任技術者を兼ねている場合
は、その兼ねている事業場の名称及び所在地

五|| ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以
外の職務を行つているときは、その職務の内
容||

六|| ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の
概要||

（工事計画の特例）

第百三十一条の九 法第八十四条の三において読

〔新設〕

み替えて準用する法第三十四条の十一の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の設置又は変更の工事とする。

一 ばい煙発生施設

二 一般粉じん発生施設

三 水銀排出施設

四 騒音発生施設

五 振動発生施設

2 認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十一前段の場合においては、同条前段に規定する工事の完成後三十日以内に、様式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を

添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
い。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要とした理由を記載した書類

3 前項第一号の工事完成書には、当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その

届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係るものにあつては、変更前と変更後とを対照しやすくように記載しなければならない。

（使用前検査の特例）

第百三十一条の十 法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2 法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並び

〔新設〕

に機能及び作動の状況について、法第八十四条
第一項において準用する法第六十九条第二項各
号のいずれにも適合していることを確認するた
めに十分な方法で行うものとする。

3

認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法
第八十四条の三において読み替えて準用する法
第三十四条の十二第一項後段の規定により自主
検査を行つたときは、第三百三十一条第一項にお
いて読み替えて準用する第四百四条第一項第一号
から第六号までに掲げる事項を記載した記録を
作成し、これをその作成した日から七年間保存
するものとする。

（定期自主検査の特例）

第三百三十一条の十一 法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十三後段の規定により、認定高度保安実施特定ガス導管事業者が行う法第八十四条第一項において準用する法第七十一条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施特定ガス導管事業者が定める適切な時期に行うものとする。

（電磁的方法による保存）

第三百三十一条の十二 保安規程、保安規程の変更記録、第三百三十一条の八に規定する記録及び第

〔新設〕

〔新設〕

百三十一条の十第三項に規定する記録（次項において「記録等」という。）は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2|| 前項の規定による保存をする場合には、記録等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにおいておかなければならない。

3|| 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（保安規程）

第四百四十八条 [略]

（保安規程）

第四百四十八条 [略]

255 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる

255 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる

事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

第三款 認定高度保安実施ガス製造事

業者

(認定の申請)

第百六十六条の二 法第百四条の二の認定（以下

この款において単に「認定」という。）を受け

ようとする者（第二号及び次条第三項において

「申請者」という。）は、様式第二十九の二に

よる認定高度保安実施事業者認定申請書に次の

事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

〔新設〕

〔新設〕

書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその使用するガス工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

(認定の基準等)

第百六十六条の三 法第百四条の三において準用する法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第三に定めるところによるものとする。

〔新設〕

2

法第百四条の三において準用する法第三十四条の三第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3

経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項

に規定する基準に適合していると認めるときは
申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実
施事業者認定証を交付するものとする。

（認定の更新）

第百六十六條の四 前二條の規定は、法第百四條
の三において準用する法第三十四條の五第一項
の認定の更新に準用する。

（変更の届出）

第百六十六條の五 法第百四條の三において準用
する法第三十四條の六の規定による届出をしよ
うとする者は、様式第二十九の四の認定高度保

〔新設〕

〔新設〕

安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第百六十六条の六 認定高度保安実施ガス製造事業者に係る認定が法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施ガス製造事業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物(前回の定期自主検査を終了した日(定期自主検査を行っていないものにあつては、その運転

〔新設〕

が開始された日）から起算して第六十四条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

（保安規程に係る特例）

第六十六條の七 認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第四條の三において読み替えて準用する法第三十四條の九前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第四條の三において読み替えて準用する法第三十四條の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間（次項にお

〔新設〕

いて「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第百六十六条の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2||

認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第百六十六条の十二第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

（ガス主任技術者に係る特例）

第百六十六条の八 認定高度保安実施ガス製造事

業者は、法第百四条の三において読み替えて準

用する法第三十四条の十前段の場合においては

次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した

場合にあつては、第一号から第四号までに掲げ

る事項）を記載したガス主任技術者の選任又は

解任に係る記録を作成し、これをその作成した

日から七年間保存するものとする。

一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事

業場の名称及び所在地

二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏

〔新設〕

名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者	免状の種類及び番号	三 ガス主任技術者を選任し、又は解任した年	月 日	四 選任し、又は解任したガス主任技術者が他の事業場のガス主任技術者を兼ねている場合は、その兼ねている事業場の名称及び所在地	五 ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容	六 ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の	概要
----------------------	-----------	-------------------------	----------	---	--	-------------------------	----

(工事計画の特例)

第百六十六条の九 法第百四条の三において読み

替えて準用する法第三十四条の十一の経済産業

省令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の

設置又は変更の工事とする。

一 ばい煙発生施設

二 一般粉じん発生施設

三 水銀排出施設

四 騒音発生施設

五 振動発生施設

2 認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第百

四条の三において読み替えて準用する法第三十

四条の十一前段の場合においては、同条前段に

〔新設〕

規定する工事の完成後三十日以内に、様式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要とした理由を記載した書類

3 前項第一号の工事完成書には、当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載

しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係るものにあつては、変更前と変更後とを対照しやすくように記載しなければならない。

（使用前検査の特例）

第百六十六条の十 法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2 法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は、

〔新設〕

ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第二百二条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するためには十分な方法で行うものとする。

3

認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第二百二条の三において読み替えて準用する法第三十条の十二第一項後段の規定により自主検査を行つたときは、第六十條第一項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

（定期自主検査の特例）

第百六十六条の十一 法第百四条の三において読

〔新設〕

み替えて準用する法第三十四条の十三後段の規定により、認定高度保安実施ガス製造事業者が行う法第百四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施ガス製造事業者が定める適切な時期に行うものとする。

（電磁的方法による保存）

第百六十六条の十二 保安規程、保安規程の変更

〔新設〕

記録、第百六十六条の八に規定する記録及び第百六十六条の十第三項に規定する記録（次項において「記録等」という。）は、電磁的方法に

より作成し、保存することができる。

2|| 前項の規定による保存をする場合には、記録等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようになっておかなければならない。

3|| 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならぬ。

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第一百七十条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用す

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第一百七十条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用す

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十 七条の 五第一 項	令第二 十六條	ガス事業法施行令（昭和 二十九年政令第六十八号 ）第十二条において読み 替えて準用する令第二十 六條
	令第三 十一條 第二項	ガス事業法施行令第十二 条において読み替えて準 用する令第三十一条第二 項

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十 七条の 五第一 項	令第二 十六條	ガス事業法施行令（昭和 二十九年政令第六十八号 ）第十一条において読み 替えて準用する令第二十 六條
	令第三 十一條 第二項	ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準 用する令第三十一条第二 項

（調査の要請）

第四十 七条の 五第二 項及び 第四十 七条の 六	第四十 令	ガス事業法施行令第十二 条において読み替えて準 用する令
七 七条の 第四十 令	ガス事業法施行令第十二 条において準用する令	
〔略〕	〔略〕	〔略〕

第四十 七条の 五第二 項及び 第四十 七条の 六	第四十 令	ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準 用する令
七 七条の 第四十 令	ガス事業法施行令第十一 条において準用する令	
〔略〕	〔略〕	〔略〕

第二百十條の二 法第七十條の二の經濟産業省

令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 認定高度保安実施ガス小売事業者
- 二 認定高度保安実施一般ガス導管事業者
- 三 認定高度保安実施特定ガス導管事業者
- 四 認定高度保安実施ガス製造事業者
- 五 一般ガス導管事業者
- 六 ガス製造事業者

2 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

〔新設〕

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長
の報告）

第二百十五条 都道府県知事は、法第七十一条
第一項の規定により報告の徴収を行つたときは
、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、
その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地
を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大
臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十一条第一項の規定により
報告の徴収を行つたときは、令第十九条第二項
の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の
徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業
局長を経由して経済産業大臣に報告しなければ

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長
の報告）

第二百十五条 都道府県知事は、法第七十一条
第一項の規定により報告の徴収を行つたときは
、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、
その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地
を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大
臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十一条第一項の規定により
報告の徴収を行つたときは、令第十八条第二項
の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の
徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業
局長を経由して経済産業大臣に報告しなければ

ならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条 都道府県知事は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
「略」

ならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条 都道府県知事は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十八条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
「略」

3 市長は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならぬ。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
〔略〕

第二百十七条 都道府県知事は、法第七十三条

3 市長は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十八条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならぬ。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
〔略〕

第二百十七条 都道府県知事は、法第七十三条

第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

備考 表中の「」は注記である。

別表第一第二の項上欄中「大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）」を「水銀排出施設」に改め、同項中欄中「大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）」を「ばい煙発生施設」に、「大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）」を「一般粉じん発生施設」に、「振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「振動発生施設」という。）」を「振動発生施設」に、「騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「騒音発生施設」という。）」を「騒音発生施設」に、「第十八条の二十二」を「第十八条の二十七」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第五十一条の四、第一百十条の三、第二百三十一条の三、第六百六十六条の三関係）

項目	認定の基準
一 本社の関与及び法令遵守の確保	1 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が法第三十四条の二の認定、法第七十一条の二の認定、法第八十四条の二の認定又は法第四百四条の二の認定（以下この表において単に「認定」という。）に係る事業者の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 2 法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行っていること。 3 認定に係る事業者における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組

	組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。
二 保安に係る リスク管理の 体制	1 各事業所を統括し、保安管理を担当する部門（この表において「保安管理部」という。）が設置されており、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。 2 本社又は本社の委任を受けた者が、事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 3 保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行っていること。
三 サイバーセキュリティの 確保	認定高度保安実施ガス小売事業者にあつては第二十四条第一項第六号、認定高度保安実施一般ガス導管事業者にあつては第九十二条第一項第六号、認定高度保安実施特定ガス導管事業者にあつては第三百三十一条第一項において準用する第九十

二条第一項第六号、認定高度保安実施ガス製造事業者にあつては第四百四十八条第一項第六号の規定に基づきサイバーセキュリティの確保のための措置を講じており、サイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて当該措置の評価及びその改善を継続的に行つていること。

様式第二十九の次に次の四様式を加える。

「様式第二十九の二を挿入」

「様式第二十九の三を挿入」

「様式第二十九の四を挿入」

「様式第二十九の五を挿入」

様式第九十九中「~~第18条~~~~第2条~~」を「~~第19条~~~~第2条~~」に改める。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条 ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

（ガス関係報告規則の一部改正）

第三条 ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項の表第一の項から第十の項までの規定中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同表第十一の項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同表第十二の項から第十七の項までの規定中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

第四条第一項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第四条 ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうちガス事業法施行規則様式第五十四の改正規定中「届け出ます」を「申請します」を「~~届~~~~出~~~~ま~~~~す~~」を「~~届~~~~出~~~~し~~~~ま~~~~す~~」を「~~届~~~~出~~~~し~~~~ま~~~~す~~」に、同令様式第九十九の改正規定中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」を「~~第~~~~十~~~~四~~~~条~~~~第~~~~二~~~~項~~」を「~~第~~~~十~~~~八~~~~条~~~~第~~~~二~~~~項~~」に改める。

附 則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。